

友の会ニュース

Antitled友の会 第4回研究大会記録

2025年9月5日(金)、立命館大学衣笠キャンパスにおいて Antitled 友の会第4回研究大会が開催された。対面・オンラインあわせて、報告者13名を含む94名にご参加いただいた。

当日は台風の直撃が危ぶまれ、対面開催中止も議論されたが、ふたを開けてみれば小雨程度であった。そのため対面会場にはトラブルはなかったが、東海道新幹線は大幅に遅延し、関東からの参加申込者が会場にたどり着けないというハプニングがあった。これらはオンライン参加に切り替えてもらうことで事なきを得た。コロナ禍以降一般化した、対面・オンライン併用のハイブリッド方式であるが、今回改めてそのメリットを痛感した。

大会では、はじめに、委員・河原が開会の辞および大会趣旨説明を述べた。さらに、友の会は本年より役員を任命し、河原が会長に、眞杉侑里、寺澤優、田中誠、猪原透が理事に就任したことを報告し、パネル報告へとうつった。

各報告の概要は下記の通り(予稿集掲載のものを再録した)。

パネル報告①

近代日本における社会科学の起源と展開——
政治学と社会学を例に——

(代表) 猪原 透
濱野 靖一郎
指定討論者：田中 豊
司会：岡野 康幸

本パネルは主に明治10年代から20年代における政治学と社会学を取り上げ、近代日本においてこの二つの学問がどのように成立し、展開してきたのかを考えようとするものである。その狙いは以下の二点にある。

第一に、この時期を近代日本における社会科学の形成期としてとらえ、近世学問からの連続性と西洋からの輸入学問の影響の両方を視野に入れて実態を明らかにすること。近年、学問史研究は一種の活況を呈しているが、近世学問の素養をもった学者が西洋からの輸入学問とどのように向き合ったのかという問題については、まだ十分な掘り下げが行われていない。本パネルでは幕末から明治維新の時期に生まれた学者を取り上げ、この問題に迫りたい。

第二に、形成期の政治学や社会学がそもそも何を対象とするものであったのかという問題を通して、学問の枠組みを問い直すこと。文学研究における「文学」や宗教学研究における「宗教」のように、西洋から学問を輸入することはまた、新たな研究対象の編成やそのための枠組みの構築を必要としていた。だが、そうした枠組みもまた近世からの連続性と西洋からの影響、さらには当時の社会に対する問題意識が絡み合って形成されるものであるから、単線的に現在の学問とつながるという前提を置かず、改めて形成期の社会科学の枠組みを思想史のアプローチから考察してみたい。

こうした狙いから、本パネルでは近代日本における社会科学の形成期の全体像を見据えつつ、『政治原論』(1884年)の著者として知られる山田一郎(濱野報告)と、社会学に関する日本で最初の学会である「社会学会」(1896-1898年)を主宰した布川孫市(猪原報告)という二人の人物に関する報告を用意した。両者とも明治10年代から20年代にかけては大きな存在感を発揮しつつ、その後の

政治学史・社会学史の主流からは離れていった人物であるが、それだけに現在の枠組みを前提とせず、ありのままに当時の学問の姿をみるうえでふさわしい対象であると考えている。

コメンテーターとして田中豊は、両報告に関するコメントに加えて、中江兆民研究の専門家としての立場から、儒学をはじめとする近世学問と西洋の輸入学問との関係についても触れる。フロアとの対話を通して、思想としての社会科学について考える機会としたい。

第1報告

日本における政治学の勃興——山田一郎の挑戦——

濱野 靖一郎

「政治学」は古くて新しい学問である。アリストテレスは政治学を「諸学の女王」とするも、政治学単体の学部は十九世紀末にコロンビア大でやっと成立し、日本においては未だ存在しない。近年「政治学史」を掲げて日本の政治学の歴史を振り返る研究が活発に為されているが、それは小野塚喜平次が東京帝国大学で政治学講座を担当してからのものである。本発表は日本に於ける「政治学」が、いかに前近代から誕生してきたかを問うものである。

西洋の「政治学」導入で西周の存在は重要である。西は、日本において西洋政治学に近似の学問を確立できたものとして、頼山陽の名前を挙げている。そして、東京専門学校で初めて政治学を担当した人物・山田一郎もまた、頼山陽を日本において政治学を作り上げた人物としていた。幕末明治近代に「政治学」とはどのような学問と考えられてきたのか、山陽から西、山田を取り上げて検討したい。

第2報告

日本社会学の形成期における布川孫市——批評精神の軌跡——

猪原 透

近代日本における社会学の歴史を考えるうえで、明治20年代から30年代前半の時期は、形成期ともいふべき重要な位置を占めている。明治10年代の自由民権運動期にはH・スペンサーの影響が圧倒的であった日本の社会学だが、この時期に入ると西洋の多様な学説が紹介され、その取捨選択を通して日本独自の社会学を建設しようとする動きが強まっていった。布川孫市（1870-1944）はこの頃に活躍した社会学者・ジャーナリストであり、日本で初めて社会学者を組織化した「社会学会」を立ち上げたことで知られている。

明治30年代後半以降に社会学がアカデミズムのなかで地歩を固めると、在野の知識人であった布川は社会学から徐々に離れていった。さらにその後、布川は反ユダヤ主義のイデオログのひとりとして活躍するようになる。このように社会学の主流から傍流、さらには完全に離れていった布川の視点を通して、日本社会学の草創期において何が知識人を社会学への引きつけたのか、アカデミズムにおける社会学の確立期である明治30年代後半にいかなる変化が生じたのかを考えてみたい。

パネル報告②

遊廓・花街をめぐる史料の活用とその可能性

(代表) 寺澤 優

眞杉 侑里

山家 悠平

近年大河ドラマや漫画の影響によって、遊廓や花柳界に対する世間的な注目度は増しつつある。2024年春に開催された東京藝術大学大学美術館の『大吉原展』をめぐる主催者

の記述がSNSで炎上したことは記憶に新しいところである。本パネルは近年活況を呈して居る、性売買の場をめぐる史資料の状況と活用方法について議論するものである。同分野を対象とした研究は、かつては廃娼運動関連資料や、行政文書が中心となっていたのに対し、近年では資史料の公開が進んだことにより、新聞、雑誌に加え、手記、診療記録、名簿や帳簿などの業者史料、建築、絵画など多様な種類の資料が活用され始めている。こうした史料の多様化は研究視点の多角化につながりつつあるものの、これら資料の活用には次のような問題が内包されている。

- ① 研究者やコレクター個人が所蔵する傾向にあること：遊廓等に関する資料は、博物館・図書館などには所蔵がされづらく、こういった資料がどこに、どの程度残されているのかを知る術が限定される。
- ② 公開範囲など研究倫理上の問題：遊廓に義務付けられていたために登楼名簿は多くの情報を伝える一級資料と言える。しかし保管、資料としての公開・活用は個人情報やプライバシー保護の観点からして容易でなく、業者の帳簿に残る個人情報をどの程度公開しうるのか、明確な基準は現時点では存在していない。
- ③ 史料批判の方法、信憑性の確保：特に文学作品を中心とする歴史資料は、有用性は高いものの、書き手の存在を含めて内容が事実であるか否かを判断することは容易ではなく、如何に信憑性を保ったまま研究に活用するのかが問われる。

以上の問題に対して、花柳界雑誌等の共有（寺澤）、花柳界業者の帳簿資料の保存活用（眞杉）、娼妓・私娼名義作品の歴史資料としての活用方法の検討（山家）、という3つの報告から議論を進めつつ、問題・情報共有

をすることで改善の糸口を見出すことを最終目標としたい。

第1報告

花柳界関係雑誌をめぐる史料の現状と問題

寺澤 優

NDLデジタルコレクションの個人向け資料の大幅な公開拡大もあり、近年在野・アカデミアを問わず雑誌資料は幅広く活用され始めている。花柳界関係雑誌の類も1910～30年代に遊廓等業者の手によって相次いで刊行された。二次史料ではあるがこれらは業者によって発行された「当事者」史料でもあり、当時の業界を広く知るうえでは重要な手がかりとなることは確かである。

しかし、国会図書館や大学図書館等の公的機関においては、花柳界等の雑誌資料の所蔵は非常に少なく、研究者やコレクターらが個々人で所蔵しているために、どこにどんな史料がどの程度所蔵されているのか全体の残存状況を把握しづらいうえ、資金の有無が研究進展を大きく左右したり、所蔵者の死後に保存できなくなったりするという問題を抱えている。以上を踏まえ、本報告では明治～戦前期の遊廓等に関する雑誌の刊行状況とその活用・共有方法を考察しつつ、研究活用のための情報共有のあり方を考える。

第2報告

帳簿史料の研究利用と個人情報の問題

眞杉 侑里

近代の公娼制度をめぐるっては、様々な帳簿が作成された。例えば、娼妓の登録簿や、娼妓の借金返済についての帳簿、性病検診の記録簿、さらには貸座敷を利用した客を記録する遊客人名簿などである。これらの史料は、営業の把握・管理のために作成されたもので、

公娼制度に関してはある程度全国的なものであるといえる。ただし、その残存状況は必ずしも良好ではない。警察署に保管された帳簿史料は公表されることも少なく、業者側に残った史料は廃業とともに散逸するケースも少なくない。

しかし、帳簿史料はひとつの遊廓・貸座敷の情報がまとまった貴重な史料であり、事細かに現場の情報を反映した重要な史料でもある。近年は、こうした帳簿史料の研究活用がすすむ一方で、その扱い——特に「個人情報」保護の観点についてはまだ十分な整備が行われているとはいいがたい。本報告では、帳簿史料を扱う上でおさえておくべき「個人情報」の考え方を整理し、帳簿史料の研究利用・保存・共有について検討する。

第3報告

娼妓・私娼名義の作品をどのように「読む」ことができるか——内容と書き手の検証可能性をめぐる——

山家 悠平

近年、朝日文庫による森光子の二冊の著書『吉原花魁日記』『春駒日記』の刊行等によって、遊廓を生きた当事者の作品がようやく一般的に知られるようになってきた。報告者の調査では、1913年には娼妓・私娼名義の出版ブームがあり、以降も断続的に同様の作品が出版されている。しかし、それらの作品は書き手の実在自体があやしいものもあり、これまで歴史研究や文学研究のなかでほとんど取り上げられてこなかった。

本報告では、通常史料として使うことが難しいとみなされるであろうそれらの娼妓・私娼名義の作品を、どのような検証過程を経れば売買春をめぐる歴史研究で取り上げることができるか検討するものである。具体的な実例として1913年に出版された作品群と、191

6年の金田志津子『私娼の叫び 紅灯情話』（泰文堂）をあげ、文学研究等の知見も参照しながら、報告者が設定した基準（新聞記事による裏付け、記述内容と事実関係の一致、当事者でなければ知り得ない事実の告白、文体の一貫性等）から、内容の信憑性の検証も含めて、書き手の「実在」に迫る方法をさぐりたい。

個人報告①

伊東巳代治文書ならびに井上毅文書所収のフランス語翻訳史料——憲法制定期間を中心に——

辻 健司

本報告では、伊東巳代治ならびに井上毅の文書に含まれる、憲法制定に際して参照したと思われる外国語文献の翻訳文章の内、フランス語から翻訳されたものを取り上げ、底本となった文献やその原著者、翻訳の用語を分析するものである。

先行研究で示されている通り、明治憲法は「プロイセン流」とはいいつつも、草案作成に際してはプロイセン以外の事例に目配せをしていたことは周知の事実である。そして、伊東や井上の文書には、各国の制度を参照するにあたり、英語やフランス語、ドイツ語の文献を翻訳したものが含まれている。その内、憲法の条文に関する資料は、フランスで出版された憲法集から抜粋したものが圧倒的に多い。明治初年に元老院で憲法草案が作成された時は、ラフェリエールやバドビーらの『欧米憲法集』Les Constitutions D'europe Et D'amérique からの翻訳が中心であった。明治14年政変後も、ダレスト『現代憲法集』Les constitutions modernesやデモンビース『欧州憲法集』Les constitution européenneなどが採用されていた。ちなみに、ダレストはラフェリエールらと共に「フランス並

びに外国法史」誌Revue historique de droit français et étrangerを創設しているが、それにはお雇い外国人のボアソナードも帰国後に寄稿している。日本側が参照した、19世紀フランスで比較憲法を学んでいた学者の間に、日本と離れた所で人的な繋がりが存在したことがうかがえる。

明治14年政変後の「独逸学」推奨の風潮が生まれたものの、プロイセン以外の独逸諸国の憲法を参照する場合であっても、ドイツ語ではなくフランス語を参照していた。憲法の条文参照元としてフランス語文献の重要性は低下しなかったと言えるだろう。

個人報告②

中世前期の賀茂神主

若山 憲昭

中世の上賀茂神社においては、神主・禰宜・祝ら社司と、惣中を形成した氏人がおり、社司氏人と称され、共に神事に奉仕した。また、社司は神主をトップとする禰宜方と正祝をトップとする祝方に分かれ、両者の間ではしばしば対立が生じた。

中世の賀茂社の頂点に立ったのは神主であったが、その権力の実態については不明な点が多い。近年、金子拓氏は、神主が諸判を据えて発給した政所・侍所下知状（賀茂大神宮政所下文・侍所下文）について論じている。その中で、神主の絶対的な権限があるとまでは明らかにしえないと評価しつつも、政所下知状には賀茂社領の進止権が神主にあるという「考え方」が示されていると指摘する。実態は個別の事例ごとに検討すべきとはいえ、社領には神主の一定の権限が及んでいた点を指摘しており、神主の権力の在り方を考える上で重要である。

一方、金子氏が分析対象とした神主発給文書は、現存状況からその大半が室町時代以降

のものであり、中世前期の神主の権力の実態については未だ不明な点が多い。また、社領以外に対する神主の権限についても解明すべき課題である。

以上を踏まえ、本報告では中世前期の神主の権力の実態について論じる。なお、中世前期の神主発給文書の現存状況が悪いことから、中世に賀茂社で編纂された年代記などの記録類を中心に用いる。

まずは、しばしば他の社司と激しく対立した祝方のトップ正祝と、社司との関係の分析を通して、社司間の権力構造の実態を明らかにする。社司間の対立への神主の対応を通して、神主の特質を明らかにしたい。また、神主は補任時に社司氏人らに対して社領の荘園諸職を宛て行っていたことが知られる。荘園諸職の宛て行いは神主の重要な権限であるが、具体的な分析はなされていないため、その実相に迫りたい。

全体を通して中世前期の神主の権力の実態を明らかにしたい。

パネル報告③

小田直寿著『家永三郎の思想史的研究』を読む

(代表) 司会：杉谷 直哉

コメント①：杉山 亮

コメント②：谷川 嘉浩

リプライ：小田 直寿

およそ日本の人文学・社会科学にかかわる研究者ならば、みな家永三郎の名を知っているであろう。仏教史研究・美術史・文化史など多方面にわたる業績を残したほか、教科書訴訟は文部省の教科書検定制度の是非を問うことを通じ、憲法理念の意義、学問の自由や言論の自由といった多様な問題提起を行った。だが裁判をめぐる政治的状況もあり、家永を対象とした議論そのものが難しく、家永の全

体像を問うた単著さえ存しなかった。

小田直寿『家永三郎の思想史的研究——その生涯・学問・実践と「否定の論理」』（日本評論社、2024年）は、家永三郎の基本的立場である「否定の論理」を視角とし、その生涯の総体を問い、研究状況を新たな段階へと引き上げるものである。反響は徐々に現れており、家永研究の「機は熟した」（竹居明男「家永三郎著『新国史概説』」。『日本古書通信』2025年4月号）との声も聞かれるところである。

こうした状況に立ち、我々は小田氏本人を招き、同書の合評会を開催する。ただし本合評会は、同書の概要を紹介しその意義を批評するというような、いわゆる一般的な合評会ではない。むしろ、小田による実証的・理論的成果を批判的に踏まえて、将来に向けた家永研究の事例を提示し、家永三郎研究の将来的な発展に向けた基礎を構築しようと試みる。

杉山亮報告においては、専門である日本思想史の立場から、新たに翻刻紹介された青年時代の資料を踏まえ、とくにディルタイや村岡典嗣との関連を中心に、家永史学の史料解釈上の特質を巡る考察を試みる。

谷川嘉浩報告においては、専門であるアメリカ哲学の立場を踏まえ、アメリカ哲学に影響を受けた鶴見俊輔との比較を通じて、「思想的再評価」というもののあり方についての考察を試みる。

杉山・谷川報告ののち、小田氏よりリプライをいただくとともに、出席者各位を交えた討議を行う。各位の参加を楽しみにしている。

以上、3つのパネル報告・2つの個人報告に対し活発な議論が交わされた。書評パネルは初の試みであったが、有意義であったと思う。来年以降も取り入れていきたい。（河原梓水）